平成21年7月から

自転車のルールが、変わりまじた

●自転車の乗車人員に関する規定の改正 (千葉県道路交通法施行細則第7条第1号)

幼児(6歳未満)2人を乗せて、安全基準を満たした自転車を運転することが出来るようになりました。











- ※1 幼児2人同乗用自転車は、JIS、BAA、SGなど、 自転車の車体の安全性を示すマークが付いたも のを使用しましょう。
- ※2 幼児を同乗させる事が出来る者は、16歳以上の 者です。

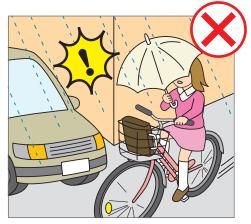
罰則 2万円以下の罰金又は科料

●運転者の遵守事項に関する規定の改正 (千葉県道路交通法施行細則第9条)

罰則

5万円以下の罰金

■傘差し運転等禁止



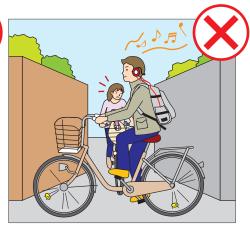
傘差し運転など、視野を妨げたり不安 定になるような危険な運転を禁止します。

■携帯雷話等使用禁止



自転車運転中に携帯電話等(携帯音楽機器含む)を手で保持して通話や操作、表示された画像を注視することを禁止します。

■ヘッドホン等使用禁止



周囲の音が聞こえないような音量で 音楽等を聞くのは危険ですのでやめ ましょう。

自転車安全利用五則

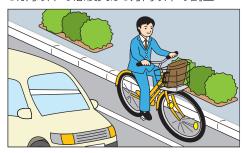
自転車は 車両です!!

自転車は、 道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けら れています。したがって、歩道と車道の区別の あるところは車道通行が原則です。

【罰則】

3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

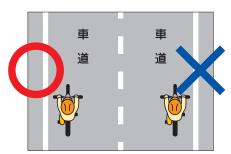


車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなけれ 歩道を走行する場合は、すぐに停止できる速 ばなりません。

【罰則】

3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

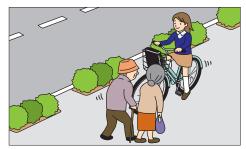


歩道は歩行者優先で、

度で、歩行者の通行を妨げるときは一時停止 しなければなりません。

【罰則】

2万円以下の罰金又は科料



全ルールを守る

■飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

【罰則】

5年以下の懲役又は100万円 以下の罰金

※酒に酔った状態で運転した場合



■二人乗りは禁止

6歳未満の子どもを乗せ るなどの場合を除き、二人 乗り禁止。

【罰則】

2万円以下の罰金又は科料



■並進は禁止

「並進可」標識のある場所 以外では、並進禁止。

【罰則】

2万円以下の罰金又は科料



■夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯 (又は反射器材)をつける。

【罰則】

5万円以下の罰金



■信号を守る

信号を必ず守る。信号機 のある場合は、その信号に 従う。

【罰則】

3ヵ月以下の懲役又は5万円 以下の罰金



■交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭 い道から広い道に出るとき は徐行。安全確認を忘れず に。

【罰則】

3ヵ月以下の懲役又は5万円 以下の罰金



どもはヘルメットを着用

児童・幼児(13歳未満)の保護責任者は、 児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせる ようにしましょう。



歩道を自転車で 通行できる場合



- ●歩道通行可の標識が ある場合
- ●自転車の運転者が 13歳未満の子ども、

70歳以上の高齢者、体の不自由な人

●車道又は交通の状況からみてやむ を得ない場合などです。

「自転車」は車道通行が原則で あることに変わりありません。

ふTSマ-



自転車安全整備士によ る点検・整備(有料)を受 け、賠償責任保険・傷害 保険のついている「TS マーク(1年間有効)」を 貼りましょう。

TSマークのお問い合わせ

千葉県自転車軽自動車商協同組合 (TEL) 043-266-3221

http://www.chuokai-chiba.or.jp/cycle/

●●●毎月15日は「自転車安全の日」●●●

